

平成25年度 第2回東久留米市地域自立支援協議会議事概要

<日 時> 平成25年8月20日（火）午後2時00分～午後4時30分

<会 場> 東久留米市役所7階 701会議室

<出席者> 奥住委員、河野委員、及川委員、平山委員、小田島委員、
長田委員、水谷委員、鯨岡委員、磯部委員、高原委員、
渡邊委員、岡野委員

<事務局> 福祉保健部長、障害福祉課長、管理係長、福祉支援係長、
地域支援係長、さいわい福祉センター職員

<議 題> 1. 東久留米市第3期障害福祉計画の実施状況について
2. 専門部会報告について
3. 障害者支援施設従事者向け虐待防止研修の共催について
4. 事務連絡

【委員長】 時間になりましたので、平成25年度第2回東久留米市地域自立支援協議会を開始いたします。委員の皆様、今年の夏は歴史的猛暑ですが、その暑い中、またご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、事務局より配付物の確認をしますので、よろしくお願いします。

【事務局】 よろしく申し上げます。私のほうから、資料の確認をさせていただきます。まず最初に本日の次第です。続きまして、ホチキスどめの横にとめてある横書きの「第3期障害福祉計画の実施状況」です。その次、「第3回住みよいまちづくり部会報告書」、ホチキスどめのものです。続いて、「第2回相談支援部会報告書」。あと、資料として横長の「東久留米市内の障害者施設一覧」と「ケアホーム・グループホーム一覧表」。あと、委員名簿です。あと、ペラの紙で「障害者虐待防止に関する講演会について」。あと、「ヘルプカードアンケート」という冊子、ホチキスどめのものです。もし不足のものがあつたら、おっしゃっていただければお届けします。よろしくお願いします。

あと、本日この紫色の障害福祉計画の冊子を使うのですが、今日お持ちでない方がいらっしゃいましたらこちらにご用意してありますので、申し出てください。以上になります。

【委員長】 本日の次第、流れを最初に確認します。本日の議題は、大きく分けると3点です。第一は、第3期障害福祉計画の実施状況で、これを一つ一つ確認し議論します。続いて2つの専門部会報告と意見交換。最後に事務局報告です。

それでは最初の議題に入りたいと思います。本市の第3期障害福祉計画の実施状況についてです。障害福祉計画はどのような福祉サービスをどのように用意するかの計画と言ってよろしかろうと思いますが、それを3年ごとに区切って行うわけです。

第3期は昨年度が1年目で、来年度は次期の第4期を計画します。第3期の1年目が終わったので、その成果を一つ一つ確認しながら、議論したいと考えております。横とじの資料が目標値と24年度の実績値です。

【障害福祉課長】 はい。では事務局のほうより、8ページにわたりますので、適宜区切りながらご説明をしていきたいと思います。自立支援協議会がなかった昨年度以前は、計画について毎年振り返るということはできなかったわけなので、皆さんによってこういう協議会を設置することができたことで、小まめに振り返りながら、進捗状況を見ていくことができるようになったということでございます。なので、協議会として、どう現状を見るかというところの積極

的なご意見をいただければと思います。

先ほど委員長のほうからお話があったとおり、30ページのところから数値目標が具体的に入っていて、24年度、24年4月から25年3月までの数字を入れておりますので、目標に対してどうだったかというのは一べつできるようになってございます。

I番、施設入所者の地域生活への移行というところで、これは3年間で14名という目標値を立てているわけでございます。この中で、ちょっと説明をしますが、施設から地域への移行というのがよくご理解できると思いますけど、精神科病院からの地域移行というのもカウントしていいのだろーと思っっているのですが、特にはっきりとした定義づけがないように思います。そこで、市としてはとりあえず今回、精神科病院からの移行については6カ月以上の比較的長期の入院がございまして、地域に移行されている。その際に、地域移行支援等を活用した方というふうに一応選別をしまして数字を挙げたという形で、その結果、その精神科病院から地域移行の方も含めて8名という形になっていませぬ。

II番のところは、福祉施設から一般就労への移行の部分について調べたものでございまして、3年間でこれは24名という目標値を立てているのですが、24年度のところでは11名という実績になっております。内訳としましては、市内事業所からの移行が10名、市外の事業所からの一般就労への移行が1名という中身になっております。

まずここまですいません、お願いします。

【委員長】 ありがとうございます。何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

【委員】 先ほどの説明のところに、精神科病院移行について6カ月以上の入院期間でありとなっているのは、この計画をつくった時点でもそれを見込んだ数字でというのでよろしいのか、もう一度確認なんです。

【障害福祉課長】 精神科病院からの移行も見込んでいたんですけれど。

【委員】 これには見込んでいるんですね。

【障害福祉課長】 はい。

【委員】 ありがとうございます。

【委員長】 計画当初からここも含めた14名ということですよ。

【委員】 都内でも、1年1年、これは地域からだよね。

【支援員】 施設から地域。

【委員】 施設から地域に出すのに、案外いろんな人が出するのに、ほんとうにお金がないと、これはどうにもならないときがあつて、やっぱり今もいろん

な施設にいても、いるだけじゃしようがないので、地域に戻していかないといけないんじゃないかなと思って、精神と施設はちょっと似ているんじゃないか。精神は病院で何年、それから精神と施設の両方に何年も入っているというのは、それはもうほんとうにやめてほしいなと思っているのです。何かというと、やっぱり地域でみんな暮らしたくているのに、それを親が入れて、自分勝手なことをやっていて、それはその人のためにならないので、地域に戻していろいろなことをやったほうがいいかなと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 それも精神と似ているところがあって。

【委員長】 ありがとうございます。少し意見交換につなげますが、今のご発言は施設から地域へという観点ですね。

【委員】 はい。

【委員長】 その点でご意見あれば、お願いしたいと思います。

【委員長】 この内訳のところアパートとか宿泊所とかという数字があるので、これをちょっと具体的に、少しみんなで共有したほうがいいのかなと思っています。

【障害福祉課長】 はい、若干。施設からアパートの方は、もちろん支援の方法はいろいろあって、ケアホームという場所もあるわけですけど、ご本人の希望はアパートだったということで、その方向で支援をしてきた。その事前のところ、もう一般就労されていた方です。施設から一般就労していたのです。それで就労のほうも安定してきたというところで、ご本人がアパート暮らしをしたいということで、アパート暮らしにつながったというケースでございます。それから障害者支援施設に入所していた方が生活保護の宿泊施設に入居されて暮らし始めたという方でございます。

【委員長】 アパートの方は、基本的には本人のご希望にある程度即した地域移行だったと考えるということです。

【障害福祉課長】 そうですね。

【委員】 はい。

間接的にかかわっている部分でもあったので、お話をさせていただきますけれど、ご本人の意思ということで尊重してアパート暮らしには入ったんですけども、やはり生活をきちっと1人で立てていくということがかなり厳しい方で、夜の部分の生活支援みたいところがなかなかできにくいという現状があります。

それなので、生活全体的が乱れて、就労の方にも乱れが及んで、それで単身の生活に多少の崩れがありました。また、もう一回立て直しを図っているところ

ろなんですけれども、やはり社会資源がなかなか十分ではない。特に、日中活動はあるのですが、夜間のときにどう支援をしていくかというのが、課題としてあるのかなと感じているケースです。

あと、その宿泊所の方については、ご本人としては1人で暮らしたいという思いがあるのですけれども、なかなか能力的な部分で厳しいというところもあって、うまくいっていないケースです。だからご本人の暮らしたいという思いをどう意思を尊重し、支援をどう組み立てていくのかというのは、すごく細やかな支援が必要になってくるということの代表的なケースかなと思っています。

【委員】 うちもケアホームをやって、最初、平成16年に始めたケアホームでは、入所施設3名の方を受けとめたんですけれども、そのうち1人は都外施設の方で、山形にいた方ですけれども、やっぱりなれるまでには結構大変で、5年ぐらいかな、夜昼逆転があったので、しんどかったかなと。

委員さんが先ほど言ったように、入所から地域へとしていきたいと思うんだけれども、うちの場合はなかなかそういう意味で、やっぱり落ちつくまで時間がかかって、この間ケアホームをつくったんですけど、そのときはちょっとまだ、入所の人を受け入れるまでの体制はとれなかったかなと思うので、今の例もあるように、やっぱり地域の社会資源をもっと増やしていかないと、なかなか単独で支えていくのは結構大変かなと。

実際まだ86名の方が入所されているので、その人たちをどう地域に戻すのかというのは、まだ話し合われていないので、大きな課題にはなっているのかなと思います。

【委員長】 社会資源の不足に関係することが出ています。例えばどの資源がもう少し充実すると、次の一歩が進めるなどございますか。

【委員】 やっぱりケアホームは運営的に人的配置が結構きついで、もうちょっとそこら辺を、入所からの人とか入所の状況によって、配置を少し増員できるような仕組みとかがあるといいのかなと。やっぱり24時間夜昼逆転すると、要するに夜中もずっと起きているときがあったので、そういう意味で、スタッフがどうしてもぎりぎりになってしまっている状況があったかなということなので、そういう人的配置のプラスアルファがあるといいかなということと、ケアホームのスタッフが、これは甘えなのかもしれないけど、やっぱりきついです。

本人の立場からすると、あまりいろんなところにたらい回しみたいになっちゃうと厳しいので、それはそれこそ本末転倒になっちゃうので、やっぱり配置とかかなとは思っただけ。

何かありますか。

【委員長】 地域移行がスムーズになることに関する指摘はありますか。

【委員】 今も言ったんですけど、施設の職員をやっばり地域に回してそれで介護をやっていけば、足りない分を折り合えるんじゃないかと思うんです。それで施設はどんどん今地域に行って、昔は俺なんかも会議に出たときには、施設はなくそう、地域で暮らすのが当たり前じゃないかと。おかしいことじゃないということはみんなともう、会議でその話をずっとやっていたんですけど、やっばりそうだと僕も思います。

それで施設にいても、職員がいろいろ、自分も施設に入っていたことがあって、やっばり思い切りやれないところが多くて、家にいたって決められることは決めているなどという部分もあって。私がどうも決めているんじゃないかと、そこまで福祉予算のお金を減らさないで、何とか障害者も立ち上がっていかないとだめじゃないかなと思うのです。

【支援員】 そうすると、今施設の職員は地域のスタッフにと言ったのは、前提に地域移行されたところの穴に、また次の新人が施設に入るという順番でしかないので、結局施設優先の社会は変わっていない。

【委員】 変わっていない。

【支援員】 ということを書いていらして、そうじゃなく、抜けたところはまだ抜けたままにしていって、施設をなくしたところで、そのスタッフは地域支援のスタッフになってもらえばいいのではないかということ、今おっしゃっていたのだと思います。

【委員長】 施設から地域に移行しても、また新たに施設に利用者が入所すれば、結局は同じことになるということですね。

【委員】 同じじゃないかと思えます。

【委員長】 そういう意味で言えば、待機者がまだいるということ。

だから入所から地域へという社会資源も考えなきゃいけないけれども、今地域にいる人たちが入所に行かないように、もうちょっと社会資源をしっかりと今の段階で増やしていく。親が生活を支えるんじゃなくて、もっと社会が支える仕組みをつくっていかないと、地域から入所に行かざるを得ない人がまだまだ多いんじゃないかというのが、特に知的障害の場合は現状としてはそういう。

【委員】 だから精神もそうなんです。精神も病院で何十年いて、やっばり精神の薬を飲んで、アルトジットと似ているところがあって、この間も55人会議のときにそういう話も出たけど。

【委員長】 二つの視点、つまり、現在施設を利用されている方が地域移行するかという視点と、待機されている方が施設ではなくそのまま地域で生活する視点の両方がないと、地域移行は不十分なまま続くだろうということですね。

大事な視点だと思います。

この3年間14人のうちの24年度8名という数値についてはいかがでしょうか。一定順調に進行しているとみなせる数値と考えてよろしいでしょうか。

【委員】 さっきの2人のケースを、どう地域でまた支えていけるかという仕組みをつくることで、やっぱりこの8という数字が着実に地域移行に進んでいるんだとなるのかなと。そうするとまた次の残りの6名、それ以上の人たちを受けとめていくような数字になっていくんじゃないかなと思っています。

【委員長】 数字的には8だけれども、まだまだ支援が必要な方がこの中には含まれているのは事実で、この8に捉われず丁寧な支援が必要な人をこれからどうするかという視点からもこの数値を見ていかなければならないということでしょう。

Ⅱにもご意見下さい。福祉施設から一般就労への移行ということで、労働の移行という観点ですが、24名中11名が実績ですが、いかがでしょうか。ハローワーク三鷹で一般就労等に関与されている委員から、何かご発言いただければと思います。

【委員】 お世話になっております。それではせっかくの機会でございますので、平成24年度のハローワークを通じて就職した件数等についてご案内させていただきます。こちらの報告書のほうにあります内訳とどう関連してくるか、ちょっとそこまで私のほうで今回分析していないんですけれども、数字的なもので把握しているものをご案内させていただきます。

まず、ハローワーク三鷹の数字の前に、参考までに全国と東京労働局、東京都の就職件数についてご案内いたしますと、平成24年度の全国の就職件数なんですが、6万8,321件ということで、平成23年度が5万9,367件でしたので、数字で8,954件増、15.1%と大幅に増加しております。その結果、3年連続で過去最高を更新したという状況になっております。障害種別を参考に申し上げますと、身体障害者が2万6,573件、知的障害者が1万6,030件、精神障害者が2万3,861件、その他、発達障害ですとか難病の方なんですが、1,857件という状況でした。

東京労働局管内、東京都内ですけれども、平成23年度の4,607件から12%増の5,161件となりました。東京では初めて5,000件を超えまして、2年連続で過去最高を更新したという状況になっております。参考までに障害種別を申し上げますと、身体障害者が2,027件、知的障害者が1,360件、精神障害者が1,670件という状況であります。

このような状況の中で、ハローワーク三鷹の状況を申し上げますと、平成23年度の212件に対しまして、17.5%増加して249件となっております。

障害種別で申し上げますと、身体障害者が74件、知的障害者が89件、精神障害者が82件という状況になっております。

ハローワーク三鷹では、今回249件という数字だったんですけども、うち40件が東久留米市にお住まいの方ということです。同じように障害種別で見ますと、身体障害者が10件、知的障害者が14件、精神障害者が16件という状況です。

この40件の方の就職のうち、就業場所を申し上げますと、東久留米市内の方が2件、清瀬、西東京市がそれぞれ1件ずつ、武蔵野市が4件ということでございまして、ハローワーク三鷹管内で就職できた件数は8件でした。お隣、隣接する練馬区等の23区は18件、反対側、東村山、小平等の多摩地区ですと4件という状況です。それと、県をまたぎまして所沢等の埼玉県が7件、神奈川県が2件で千葉県が1件という状況になっております。

多くの方々は、やはりお住まいから近いところでの就職を希望されていらっしゃるんですが、東京労働局管内で受けた求人数のうち、多摩地区のハローワークで受理した求人というのがもう1割にも満たない程度、9%程度しかないんです。そのような状況なものですから、多くの方が23区のほうの求人に応募して採用されているという状況になっております。

最後に、40件の就職件数のうち、就職した産業別でご案内いたしますと、卸小売業と医療福祉がそれぞれ8件と最も多くなっておりまして、その他のサービス業が7件です。この7件の中には3件特例子会社が含まれております。次いで製造業が4件、情報通信、不動産、物品賃貸業と、あとは宿泊、飲食業がそれぞれ3件という状況になっております。医療福祉及び卸小売、あとは製造業の就職件数が多い点については、全国的な傾向と同じでございまして、障害種別で見てもやはり同じように、医療福祉、卸小売、製造業への就職が多くなっているという状況でございます。

以上でございます。

【委員長】 詳細なデータをありがとうございます。

【委員】 この今の数値は非常に明確で重々わかるんですけども、いわゆる就労した、それ以降、要するに継続できているかどうか、そういったデータ等というのはあるのでしょうか。

つまり、これはあくまでも就労したということですよ。その後やめたりとか、また継続できている人とかということもあるかと思うんです。その追尾のデータみたいなそういうものはあるのでしょうかということを、ちょっとお伺いしたい。

【委員】 特に把握はしていないですね。例えば今回の40件についても、

今定着しているかどうかというところまでは、今回は確認しておりません。

【委員】 ないんですね。

【委員】 はい。

【委員】 じゃ、あくまでも、要するに就労移行に乗った方が会社に就労しましたよというところまでのデータということでよろしいですか。

【委員】 はい。そうですね。

【委員】 わかりました。

【委員長】 就職率と比べると、定着率とか離職率のデータは少ないということですか。

【委員】 そうですね。はい。

【委員長】 追跡が難しいということもあるのだと思います。このデータも本当はとても大事です。勤めてすぐに離職されるのであれば、必ずしも十分な就労支援とは言えないでしょう。

【委員】 ただいまのテーマで、就労後の定着のための支援といいますか、そういったものが今の総合支援法上では就労移行支援ですとか、就労継続支援ということで、就労に向けての訓練ですとかをやるんですけども、その後、就職してからにつきましては、一応作業所のほうとかを退所という形になるものですから、そうしますと、その間でのやりとりについてはいろいろケアしたり、支援したりした場合でも、直接的な給付の対象にはならないという形での制度になっていまして、ただ東京都の場合には、補助金という形で1年間とか、そういう取り組みをやった場合には、支援はされるんですけども、総合支援法上はそこら辺についてはあまりないという感じがしておりまして、そういったことも、せっかく就労された方が継続していくためには少し取り組みが必要なのかなど、ちょっと思っております。

【委員】 今のお話なんですけれど、就労移行の事業所から企業就労した場合で、6カ月ぐらいはきっとその移行の事業所が責任を負う、アフターフォローすると思うんですが、それ以降、ご本人が希望なされば、東久留米市内には、精神の方の就労支援室と知的の方の就労支援室があって、そこに登録をしていただいて支援を受けるという形をとっていけば、離職をしたかどうかという経過の支援は可能かと思えます。

実際に、ちょっと違いますけど、特別支援学校から就職された方については登録していただいて、就労支援室が定着支援をしていく、あとは離職した場合には次への転職も支援するという流れになっていますので、これからそういう福祉就労から一般就労への移行が進んでいくようであれば、やっぱり就労支援センターとうまく連携をしながらやっていくのが必要かなと思います。

【委員長】 市の就労支援室はどのくらい利用されているのでしょうか。

【委員】 知的のほうは、今登録者が80件近いかと思います。

はい。精神のほうは数が……。

【事務局】 二十数件だったと思います。今ちょっと手元に資料が。

【委員】 そうですね。また後日。

【委員長】 就労支援室も市にあるので、その積極的活用も大事だろうということです。

就労移行支援から5名、A型から1名、B型から5名というのは、数値としてはいかがでしょうか。数値目標は3年24人で実際は11名ですから、計画どおり進んでいると見ることができると思います。

少しまとめると、地域移行については、おおむね数値目標は達成できているが、個別に見ると支援の必要な人もいるので、支援の充実や、丁寧な支援が必要だということです。また、地域で生活できる仕組みづくり、人材等の工夫を、長い目で創る必要性でしょう。一般就労では、数値目標はおおむね達成しており、関係機関と連携しながらさらに進めるということ、定着率、離職を少なくする工夫なども指摘できると思います。

次は、Ⅲの障害福祉サービスです。

【障害福祉課長】 Ⅲ番の障害福祉サービスについて、まとめて説明いたします。

まず、訪問系サービスというところで、1番目の欄に24年度の目標値があって、内訳を5種類に分けて、重度障害者包括支援というのは実績がございません。実質4種類に分けて内訳を入れて、一番下に実績の合計となっております。同行援護というのは、視覚障害者の方への外出支援を行うサービスでございます。23年度の途中から法内のサービスとなったもので、この間順調に利用者さんも利用実数も増えているかなと見ております。

次の日中活動系サービスのところを見ていただけますでしょうか。生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のAとB、療養介護、短期入所と分けて内訳を、それぞれ目標値に対して実績を記載させていただいております。

生活介護の数字ですが、ここはちょっと注釈が必要でございまして、施設に入所されている方も、日中活動の分は生活介護という形でカウントしますので、それを含めた、施設にいらして日中生活分を使う方も含めた数になっておりました。その方が95名ぐらいこの中に含まれていると捉えてください。残りが在宅で通所をされていると理解していただければと思います。

それから就労継続支援のA型と自立訓練。自立訓練の機能訓練のほうは、実際のところ、所沢の国立の身障センターに訓練で通う方が少ないながらいらっ

しゃるという実情です。市内にはこういう機能訓練の施設はございません。

それから、就労継続支援A型と療養介護も全て市外の事業所によるものでございます。

また療養介護という種目は、実は前回までの計画の中には実績がなかったと思います。非常に限られた特殊な病院とかで行っていたという形だったので、そうだったのですが、24年度からは重度心身障害者の施設の中の大人の方たちが、権限移譲によって市の支給決定に移行したので、その方が6名ここに加わってきたということでございます。

この日中活動系サービスについては、市内にどれだけの施設があるかということが、一つのキーになってくるわけでございます。紫色の冊子の51ページにその施設の一覧がございまして、これは23年度までに市内にあった施設という形の一覧で、今日お配りした障害者施設等一覧が2枚ありますけれど、その表側のところで、見比べていただくとわかるのですが、11番のしおん学園（忘れな草）と13番のどんぐりの家、ここが新たに加わっているということ。どんぐりの家については、新体系への移行ということも含めた形で加わってきているということでございます。

次、居住系サービス、これはグループホーム、ケアホーム施設入所支援の部分でございます。目標値はグルホ、ケアホ合わせた形での目標になっていますが、内訳として、グループホームとケアホームに分けて記載してございます。

ここも今の次のページ、52ページのところに、グルホ、ケアホの23年度までの一覧がございまして、それと今日お配りしたものを比べていただきますと、13番の「みんなの家やすらぎ寮第2」と19番の精神の方のグループホーム「コイノニアホーム」、この2つが加わったということでございまして、その結果実績のほうも増えてきたということでございます。

施設入所支援については先ほどからのお話もあるように、だんだんと減らしていく方向にということで、目標値も徐々に右肩下がりになるような目標値になっていて、現状では95という形になっている。先ほどのお話のとおり、これは概して下がっていけばいいということになるのかなと思います。これは来年度、再来年度の数字と見比べていくことになるかなと思っています。

それから相談支援、これが新しく、この間この協議会の中でも話題になっている、また相談支援部会の中でも話題になっている部分だと思いますけれど、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の数字を出しているところですが、これは注釈側としては、計画相談支援の事業所が24年度は、大人が4カ所、児童が2カ所ということが最終的な数字です。実際にこの事業所指定を受けて活動し始めたのが、下半期でございましたので、数字的にはなかなか目標値

までは達してございません。

目標値の3というのは月単位なので、掛けることの12倍が年間の実人数の目標だったということで、36まで行きたかったということですが、今ご説明した事情もございまして、皆さん指定を取っていただいた事業所さんには大変頑張っていたいただいた結果、この下に書いてあります、24年度中の計画相談支援延べ31名となっております。

これは実は精査したところ、モニタリングとあって、当初1年間スパンの計画をまず立てるわけですが、そこで3カ月に1回はモニタリングをすとか、6カ月に1回はモニタリングをすとか、新規の方だと毎月モニタリングをすとか、そういうふうにモニタリングの回数も定めます。それで、そのモニタリングの部分も含めている数なので、実人数としては20名弱という結果でございました。地域移行支援は2名、地域定着支援は1名という実績でございます。

とりあえずそこまでお願いいたします。

【委員長】　　まずは質問をお受けしたいと思います。

【委員】　　さっき話があったんですけど、地元に行くのもできないとか、行きなんかピープルでも案外できない人が多くて、そうしていて無理じゃないかというところもあって、そういう人たちにもやっぱりお金がかかるし、ドライブなんか行くとガソリンを食ったり、いろいろピープルでもやっているんですけど、暴れたときにどうにも抑えることができないときもあって、そういうときにやっぱり支援が必要じゃないかなと思うときがあるんです。支援だけじゃ足りなくて。

だからそういうときに、そういうお金もやっぱりもらいたいなと思うぐらい、ほんとうに今やっていて、現状をわかってもらうのが、どうやったら進んでいくのかというのが一つあるんです。

【委員長】　　今の質問と関連させて、訪問系サービスのご意見等いただきたいと思えます。

【委員】　　何とかなるかなと思うんです。

【委員長】　　それは大事なことだと。

【委員】　　何しろ決められちゃうからね。幾ら、幾らと。それを決めないで、やっぱりもっと障害者に柔軟になって。

【委員長】　　訪問系サービスの具体的な使いやすさなど関係する意見も出ております。

【委員】　　訪問系は私のところはやっておりません。移動支援のほうはやっていますが。

うん、ここは入っていない。

【委員】　　うちはまだ皆さんのこの今討議されている中よりも、外なんです。高次脳機能障害者というのは年齢も差はあります。ある方は20代の後半。その方は今就業に向けて、やはり状況がよくなってきたということで、この春から訪問動向を受けながら、もとの会社に。ポストは違います。前は営業でしたが、今は営業、外回りはできないということで、会社側が事務的なほうに迎え入れてくれて、今試験的に行っているらしい。その方がお一人のみです。

あと40代の方も、前は福祉施設のほうで働いていたというんですが、今はお母様を見ながら自分が働くことはできない。だから生活を今、最低限で維持するんですが、やはり働くということができない状況。うちなんかは倒れたときには、まだ現役で働いていたので、3年ぐらいはどうして仕事に行けないんだと怒っていましたが、何回も言い含めて、あなたの席はもうないんだということをちょっと話して、我慢して、最近それは言わなくなりましたが、やはりどんな病気をされても、仕事をしたいという意欲はどなたもあると思うんです。

ですからそれも、先ほど委員さんがおっしゃったように、地域で支援する、その支援をどういう状況でしていくのか。やはり一人一人状況が障害によっても、また違ってきますので。

【委員】　　うん、違うから。

【委員】　　だからそれを包含的に、どこまで支援してもらえるのか。今まで経営されていた方が仕事ができず、ご主人様が倒れられ、今息子さんがそれを見よう見まねでやっている、引き継いでいる。失語症で言葉は出ませんが、それでもやはり社長だったという立場が忘れられなくて、奥様に内緒で手紙を出してしまう。それを奥様に投函しちゃったよと言われてから初めてそれがわかった。だからどうして対処したらいいのか。

やはり私たちは今お話を聞いていると、正直なところ枠外なんです。皆さん働きたくても、施設に入っているわけではなくて、みんな家で見ている。だからそういう面で、周りに施設があって、そこに受け入れてもらえるかというところ、やはり高次脳の方はわりとはじかれてしまう。だからそういう経験者が、うちもいまだにそういうところがあって、やはりノートで連絡をとりながら受け入れてもらって、抑えてもらっているという感じです。

だけどほんとうにそういう支援があれば、私もそういうところに入って、皆さんと一緒に行動していきたい。やはり高次脳だけでは無理。やはり皆さんと1つにならないと、その支援が。やはりこの障害はこういう支援が欲しい、こちらは支援が欲しい。だけどそれを包含してみても一番いい方法が何かというこ

とを皆さんで考えてほしい。そういうことで、今私がほんとうに何も言えないというのは、うちの立場、高次脳の人たちが皆さん働けないでうちにいるということです。申しわけないですが。

【委員長】 逆に言えば既存の支援ではまだ不十分な方もいるということですね。

【委員】 ないですね。

【委員長】 もう少し支援が柔軟になればという先ほどの意見も重要です。これらの声を集めることは大事ですね。

【委員】 そうですね。

【委員長】 もっと支援が柔軟で多様な利用の可能性が必要なのだと思います。

【委員】 そうですね。そうしたらもっともっと障害の人も明るくなっていくんじゃないかと思います。

【委員】 ほんとうにもっと楽しくまちづくりもできるんじゃないかなと、そのところは。人がいればいるほど楽しくなっていくんじゃないか。

【委員】 そうですね。

【委員】 今、委員のほうからおっしゃったことなんですけれども、高次脳機能障害の方は、例えば精神障害のほうの手帳を取っていただいて、それで就労継続支援B型ですとかを利用することは一応できまして、私どもの作業所にも何人か、そういう形で利用されている方もおられるんですけれども、中にはやっぱり、ほかの方とのコミュニケーションをとるのが非常に苦手という方が結構おられまして、そういう方の場合には、ほかの人と一緒にやっていくのがなかなか難しい状況も生まれるというところがありまして、制度は確かにあるんですけれども、実際問題の利用の点でちょっと難しいところがありまして、そういう点もちょっと今後の課題なのかなと思っております。

【委員】 もう一点なんです、今言ってくださったのが現実なんです。施設に行っても、やはり協調性がない、皆さんに迷惑かける、ノートに必ず書かれて。この間なんか意味不明と書かれてきて、「意味不明って何ですか？」と私はクエスチョンマークをつけました。意味不明。だって本人は何かを訴えて言っているわけなんです。それを施設の方はそうノートに書いてきた。私にしたら、その本人がやったときの状況は見えないので、やはり職員さんたちが状況を把握していると思うんです。そういう言葉じゃないと思うんです。だから私はそれにクエスチョンマークをつけて次の週に出しました。

そうしたら責任者が、職員がそう上げてきたと。それは逃げているはずですよ。責任者がなぜ意味不明なんだと何で追及しないのか。私はそこも聞いた

いんですが、やはり目に見えていない。ただノートだけの交換なので難しいんですが、ただそういう言葉よりも、もっと具体的に、こういう声を出して皆さんに迷惑をかけたとか、現実なので、あっ、家でもそうなんですよということでもわかるんです。だからもう少しその意味不明よりも言葉で書いてほしかったというのが正直なところでした。

【委員長】 使える制度があっても、それに対応できない側面もあるということです。支援の量的な拡大とともに柔軟な利用も必要ということでしょう。

日中活動のサービスはいかがでしょうか。

【委員】 愛の手帳で言えば、3度、4度とか何も程度がなくて、その人はおかしいんじゃないかと。やっぱり障害があって、3度、4度ですごく悪いこともするし、いろいろ2度と同じようにしてほしいなというのがあって、分けられちゃうとどうしても使いにくくなってしまっただけで、すると今度は介護者がいないと、1人2人いなくてどこか行ってもそういう面の人1人いるので。だからそういう人がいなくなるよりも、やっぱり3度、4度も同じにほしいなと思うんです。お金も同じように出てほしいなど。

【委員長】 手帳で機械的に分けられてしまう支援の種類とか量の課題ということでしょう。

【委員】 うん。それもちょっとあるんですけど。

【委員】 私たちの団体は高齢者の団体だから、直接就労とかそういうあれにかかわっていないから、あまり。何というか、枠外みたいな関係で。

【委員】 3ページ表の一番下、短期入所の実績が目標値よりかなり上回っているのですが、内訳を支障のない範囲で具体的に教えていただけませんか。

【障害福祉課長】 短期入所については、市内の施設は入所施設であるライフパートナーこぶしさんのところに定員3がありますが、あとはもうほんとうにケアホームに1床とかという形で、全部合わせても市内10に達していないという現状がございます。そのほかで、東京都内の他市の短期入所とかを利用される方も増えていて、こういう数字になってきているというのが実態かと思えます。市内の数だけでこうなっているわけではないというのは事実でございます。

【委員】 ありがとうございます。

【委員長】 短期入所については目標値を実績値が大きく上回っているのですが、この点につきまして何かございますか。

【委員】 今のところでは、短期入所をずっとつながって利用されている方が結構いるということもお聞きしたんですけども、だから入所施設待ちみたいな感じになっちゃっているという実態もあるのかなと思うので、そこら辺、

もしわかる範囲でちょっと話してもらえるとありがたいなど。

【障害福祉課長】 細かい分析までは今ご用意していませんが、あとは障害児も短期入所としてはここに入っておりますので、それも最近ちょっと増える傾向にあるかなとは思っております。夏休みなどずっと学校がお休みの期間中、家庭の中で親御さんのレスパイトも含めて利用希望が多くなっているということは、事実あると思います。また、養育そのものについても悩みを持たれて、短期入所を使っているお母さん、お父さん方もいらっしゃるかと思います。

【委員長】 B型で目標値と実績値の数値の乖離が激しい理由や来年度へ向けての対応はありますか。

【障害福祉課長】 普通は実人員の大体月に20日から22日ぐらいが、フルにいきますと活動日になりますので、掛けることの20倍ぐらいが実績、利用日数になるのが本来の形なんですけれども、やはり就労理由の中に、かなり精神障害の方で通所施設を利用されている方が多くございます。精神障害の方が病気を抱えながら通所されている中で、これは委員のほうがお詳しいかなと思いますけど、やっぱり出席率はちょっと落ちてきてしまう傾向があるかなと。そこが数字として反映された面があるかとは思いますが。

【委員】 今伺いましたような状況はかなりありまして、精神の方の場合の利用、毎日通われる方もありますし、週1回とかという方もありまして、平均するとやはり50%ぐらいの利用なのかなというところで、あとは体調を崩して全く通えなくなったりとか、入院される場合もありますので、そういったことでちょっと精神の方の利用というのはコンスタントではないところがあります。つけ加えますと、そうしますと、その定員をある程度確保しないといけないというのは計上の理由で出てきまして、そうすると、精神の方の場合には登録者数を増やさないと、極端に言うと倍ぐらいにしないと定員に達しないというところがありまして、1日当たりの訓練をしている人の数は同じなんですけれども、むしろ来ない方、通われない方に、より心配な方がおられまして、そういう点ではより多くの人への支援をしていかないといけない、そんな状況もちょっと生まれているというところはあります。

【委員】 いいですか。

この紫の「第3期障害福祉計画」の13ページに、現状の中で就労Bに関しては、23年度は計画が212、実績としては3,688まで行っていたんですね。それが24年度1,587というのは、ちょっと差があり過ぎる。

【障害福祉課長】 23年度と今回との数字の違いについてはよく分析をして…。

【委員長】 そうですね。

【障害福祉課長】 今の理由もあるとは思いますが、どうしてこれだけ違いが出るのかは、次回必ずご報告させていただきます。

(※注) 当日配布資料で、就労継続支援Bに実績が1, 587となっており、それをもとに以上のやり取りがありましたが、4, 587の誤りでした。

【委員長】 では、居住系サービスに移ります。グループホーム、ケアホームについてはおおむね数値目標に達し、入所については漸減する方向だということご報告です。グループホーム、ケアホーム合わせて87が目標で、今のところは27、69ということです。基本的には計画どおり進んでいると理解できると思います。

最後の相談支援です。

【委員】 相談支援をされていて、サービス利用計画のまず案をつくったりするとき、私の場合は精神障害者が対象ですので、訪問して、やはり時間というものを気にしながら聞き取りをするというのを前提にしてやっています。やはりせいぜいやれても60分を超えると、その当事者の方が疲れてきたかなと伺ったりすると、はい、疲れましたと、大体そんなふうに戻してくる方がいるかなという感じがするので。でも初対面の場合のときというのは、必ずこちらを信頼してもらおうというか、そういう時間も持たなきゃいけない部分もあって、いきなりマニュアル的にやれないところがありますので、その辺がやっぱり、どういう形が当事者にとっていいのかなというところを今、やりながらも思案している状況です。

【委員】 同じような形ですね。なかなか利用される皆さんのほうも、個別支援計画と計画相談の違いとかが理解されにくい。やっている私たち側もうまくきちっと説明がまだ、勉強しながらお話をしているという状態なので、十分な情報提供ができていないのかと思います。

あと、マニュアルどおりにいくと、ほんとうに何回も何回も面接をしたり、何度も印鑑の書類の交換をしたりします。あとはモニタリングも新規の場合は1カ月ごとにやるとか、それぞれのケース・バイ・ケースでやっている状態です。そんなに件数がまだできていないんですけども、今やっているのは利用されている、通常知っていらっしゃる方を対象にプランニングしていることが多いです。これから全く初めての方とかかわるときにどういう形でプランをつくっていくかというのが、課題かなと思っているところです。

【委員長】 数値についてはいかがでしょうか。計画相談延べ31名、これが今後増加していくだろうと思われれます。

【委員】 24年度の目標数値は頑張れるかなと思いましたが、25年度の目標数値月10件というのは大変だなと実際思います。

でもいろんな事業所さんが増えてきているので。あとはご利用者さんにも周知されていけば、やっているスタッフも少しずつ方法を学んでいけば、何とかなるのかな、何とかしなきゃいけないのかなというところですか。変な感じですかみません。

【委員】 利用者さんのこういう公的な制度でありますよということを要素に、やっぱりわかってもらわないといけないので。中には、私は個人情報を知られたくないから受けませんなんていう方も出てくるんです。何ですか、それとこちらで思っても、ほんとうに本人は真剣に言ったりします。私はヘルパーさんが入っていること自体を要するに知られたくないと言い出して、いやいや、そういう問題ではないんだよと言っても、それをその方にこうこうと説明しても、なかなか伝わらないというケースもあります。

【委員長】 数値としては延べで言えば、今年度はスタートとしては一定の数値に達していると言えるのですが、ほんとうに必要な人にどこまで相談支援できるかは数値にはあらわれにくいということでしょう。

では次に行きます。

【障害福祉課長】 ではⅣの医療の面です。更生医療、育成医療、精神通院医療に分けて、実績を入れたということでございます。

精神通院医療については、25年4月1日現在の人数を入れております。この精神通院医療についてはここ3年ぐらい、この1,700件前後のところで推移しておりまして、そういう意味では今の東久留米市の人口に対して、申請者数が3年前まではずっと右肩上がりだったのですが、一定、数的には落ちついてきているのかなということが伺えるところでございます。

更生医療の中身ですが、心身の障害を除去したり軽減するための医療を受けるものでございます。ボリューム的には人工透析の方々、特に生活保護の方で人工透析を受ける方のボリュームが非常に大きくなっております。

育成医療については、25年度、今年度からですけど、18歳未満の育成医療について、東京都より市区町村への権限移譲がなされておりまして、24年度においては東京都のほうで支給をしてきた実績でございます。

補装具については、目標に対してこういう実績だったということで、大人の給付、児童の給付に分けて、一旦給付したものを修理するというものも対象になりますので、修理等も内訳として分けて記載しております。目標に達していないという見方もできるわけですが、ただ、これは基本的には相談があったケースについては、東京都の更生相談所などに判定を依頼しながら、適宜基

本的には支給しておりますが、支給できなかったというものは、まずほとんどなかったと思っております。したがって、おおむね相談ケースについては応じてこられたのかなとは思っております。

以上でございます。

【委員長】 ただ今のご説明で言えば、当初の計画どおりと見てとれるものだという事によろしいでしょうか。

では最後に、地域生活支援事業に移ります。

【障害福祉課長】 地域生活支援事業の①相談支援事業からお話しします。そこに書いてあるとおり、障害者の相談支援事業については、委託相談支援事業所ということで、身体と知的はさいわい福祉センター、精神の方が「めるくまーる」に各1カ所設けておりました。先ほどの計画相談支援がこれに別枠で加わってきていて、24年中に大人4カ所、児童2カ所が指定になったというのは別枠でございます。それとは別の委託相談支援という形で実施しているということ、これは変わっておりません。

それから、イが地域自立支援協議会、この協議会が昨年度設置されて、専門部会も発足したということでございます。

ウの住宅入居支援事業については、制度としては特にございませんが、個別支援の中で、先ほどの地域移行支援などもありましたけれど、アパートに暮らす方も出てくるわけなので、そういうことで地域移行支援の給付なども活用しながら、グルホ、ケアホ、アパート等に入居させる支援を個別に行ってきたという実情でございます。

エはちょっとタイトルが抜けてしまって申しわけありませんでした。エは成年後見制度の利用支援事業でございます。これは24年度から支援制度を要綱で障害についても設置いたしました。市長申し立ての部分と、それからその市長申し立てを受けた方で決定になった方について、専門職後見人など、報酬が必要な場合、報酬の助成を行うという制度を設けて、24年度が初年度だったわけでございます。24年度としては利用実績がなかったのですが、25年度は既に市長申し立てが1件ございまして、実績ができたという状況にはなっております。24年度はなしということでございます。

②のコミュニケーション支援事業については、聴覚障害者及び言語障害者と、その他の者との意思疎通の仲介を行う手話通訳者または要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者等の自立及び社会参加の促進を目的とするものでございます。市の登録手話通訳者を設置しておりますが、また要約筆記者などについては、東京都手話通訳等派遣センターに依頼をして派遣してもらっているということですが、なるべく市の登録手話通訳者の方に、今日もご活躍いただい

ていますが、市内の支援をしていただくように心がけてきたところでございます。

③番の移動支援事業です。小学生以上の視覚障害者、愛の手帳所持者、精神手帳所持者、さらに24年4月から、つまり24年度中は重度の肢体不自由者に対し、社会活動や余暇活動のための外出支援について移動支援費を支給してガイドヘルパーを利用していただく、そういう制度でございます。

その次の④番は、日常生活用具の給付事業です。在宅の心身障害者や児童の日常生活の便宜を図ることを目的として、用具の給付を行っているものです。住宅改修なども含まれております。医療器具なども含まれております。実績はこういう種別に分けて記載しております。

⑤の地域生活支援センター機能強化事業は、精神のめるくまーるさん、この登録者数をⅠ型のところに入れております。Ⅱ型のさいわい福祉センターのほうは、通所訓練5名、入浴利用10名、機能訓練10名という形で、25名と記載しております。センターについては、ほかに講座や講習会事業やグループ活動育成事業なども実施しておりますが、この実績の中には計上してはおりません。

最後のところでその他事業ということで、日中一時支援事業、それから手話講習会の修了者の数、自動車運転免許の教習費の助成を行う事業、自動車の運転を障害者の方ができるような改造を行う事業、これらについての実績を記載したものでございます。

日中一時支援については、緊急一時保護及び家族の方のレスパイトという形で、一時的に預かって日中活動を支援する事業でございます。手話講習会については、市内在住、在勤者に手話を通じて聴覚障害者の理解を深めてもらい、先ほど申し上げましたが、手話通訳登録者の養成を図るということを目的に、入門・基礎・応用・実践、4クラスを設けて講習会を開催しているところでございます。

以上でございます。

【委員長】 ①のエに成年後見制度支援事業がありますので、岡野委員、何か補足等ございましたらお願いします。

【委員】 特別、まだ始まったばかりです。

市のほうから、いわゆる利用する方に対して、やはり高齢者ばかりが多くて、まだ障害者の関係は少ないのでこれから。特に現在施設に入所されている方で後見人が必要な方がどれだけいるかということもありますが、まだこれからの需要が。また講習の情勢についてもこれから実績が出てくるというところがありますので、まだ読めないところの数字かなと思っています。

【委員】 今の段階では、希望の人たちはみんな在宅でしょうね。施設というのではないので、皆さんの話を聞いても、私たちはちょっとびんこない話が多かったと思うんですけれども、私たち聞こえない人たちはやっぱりみんなうちにいる人たちで、生活面もあまり困った面が少ない。ただ、今現実として向かっているのは、例えば手話通訳の人が欲しいということ。

また、耳の聞こえない人でももちろん高齢化するので、いろんな病気が起こるようになって、ケアマネジャーと相談することが多くなったとき、市から派遣してきますけれども、手話通訳がついてくれますので、ケアの相談は大丈夫だと思います。

しかし自分のおうちで介護が必要になったときに、介護に来る人が手話がわからないと、ああいったコミュニケーションが難しいという問題が起きちゃって、意思疎通で困っている面もあるんです。今ろう協の中にも3人ぐらい、介護が必要な人が出てきちゃったので、介護ができる人プラス手話がわかる人というところで、少し人数を広めていかなくちやならないというのが、当面の私の問題だと思っているんですけれども、こういう会に、学校、医療などについては特別な問題はない。もっと数は増えてほしいとは思いますが、数が少なくて派遣ができなかったという問題もないし、今のところは大丈夫だと思っています。これからは介護ができる人の中で手話ができる人の拡大、それだけだと思っています。

【委員長】 数値的にはおおむね達成しているけれども、これから介護する人に手話の技術が必要になってくるということでしょう。

【委員】 これから私も年をとると思うので。

【委員長】 ⑤などはⅠ型、Ⅱ型と具体的な数値がありますが、いかがでしょうか。

【委員】 そうですね。数値的にはまあまあの位をクリアしているかとは思っておりますけれども、まだまだ市内には潜在している方々、または潜在的なニーズを持っていらっしゃる方というのは、多分在宅でいらっしゃることは推測ができるので、やはりその部分にどう入っていくかということが、一つ大きなテーマになっていって、それができていくなれば、この目標値もそうですけど、実績値ももっと大きな数値になることは間違いないんじゃないかなと思っています。

【委員】 今ちょっと委員さんがおっしゃったことですか、先ほどの委員さんが言われた、高次脳機能障害の方のことなんかもちょうと考えますと、数値の実績というのもある程度上がってきていて、いい状況ではないかなと思うんですけれども、利用したいけれどもなかなか利用できなかったという方もあ

る程度おられまして、そういうところをどのように、あるいは利用はしているけれども、その利用の中身があまりうるわしくないという場合もありまして、そういうところをどのように今後見つけたり、改善していったり、あるいは職員がいろいろ勉強しないといけないのかもしれませんが、そういうところが、ここの数字だけではない部分でちょっと課題があるのかなと思われました。

【委員長】 ありがとうございます。数値をクリアすることと、その数値にあらわれないけれども支援の必要がある潜在的な人の把握が重要ということだと思われまます。このことはサービスについても同様でしょう。

【委員】 法律がどんどん変わってきている中で、ここに載っていないくて名簿には載っている児童デイのことについて、どう今後取り扱っていくのか、ちょっと。

【障害福祉課長】 24年度から児童福祉法のほうに児童デイサービスが移行してしまったので、この計画上には載せなくていいということになりました。

【委員長】 そうですか。

【障害福祉課長】 とりあえず第3期のところには載せていませんでしたが、この間、法内移行ということで、児童福祉法上の放課後等デイサービスの方に、これは前回のこの協議会でもご報告したとは思いますが、4法人5事業所が児童福祉法上の指定を受けて、放課後等デイサービス事業をやることができるようになって、定員枠50名が確保されているという実情がございます。

それは次期の計画の中では、この計画に入っていくのか、あるいは障害者計画のほうに入れるのか、ちょっとそこら辺はまだ、国の指針が出ていないのでわかりませんが、ひょっとしたらこちらの計画にも入れるとなるのかもしれませんが。ちょっと今そこは断言できないところがございます。実態としては25年度のところでは、そういう形で50人定員は市内に確保できたということでは。

【委員】 結構ニーズが多いみたいなので、ここも少し計画の視野に入れたほうがいいのかなどは思ったんです。

【委員長】 この障害福祉計画で検討するかどうかは検討課題ですが、ニーズが高いので、児童福祉法に含まれた旧自立支援法上の制度も、状況によっては確認する必要があると思います。

それではここで最初の議題を終了とします。

(休 憩)

【委員長】 後半は専門部会報告から始めます。前回の協議会で2つの部会

を設置いたしました。1つは相談支援部会で高原委員が部会長です。もう1つは住みよいまちづくり部会で、磯部委員に部会長を担っていただいています。それぞれ部会の進捗状況につきまして、報告と意見交換をしていきたいと思えます。まず相談支援部会からお願いします。

【相談支援部会長】 第2回の相談支援部会を7月22日に市役所の会議室で午後2時から行いました。資料のほう、議事録を表裏1枚でつくっていただいております、それをちょっと見ながら説明させていただきたいと思えます。第2回のほうは協議会委員以外から、さいわい福祉センター、バオバブ、ライフパートナーこぶし、わかくさ学園の相談支援担当の方にも加わっていただき行いました。あとは協議会の鯨岡委員が精神のほうで相談支援事業をされているということで、そちらの計画相談支援の実際の状況なんかをお聞きしながら、話を進めていったというところです。

それで東久留米の状況として、課長のほうからちょっとお話しいただきまして、現在50件超という状況なんですけれども、他市に比べたら進んでいる方ではないかというお話がありまして、成人のほうで5事業所ということでよろしいでしょうか、5事業所、児童が2事業所で実施している形になっているということでした。

【障害福祉課長】 今年度になって1つ増えたということです。

【部会長】 5ということ。それで自己紹介等しまして進めたんですが、最初の話し合いでは、まず、その計画相談支援とはどのようなものかというイメージがわからないところがありましたものですから、それを実際の事業所の方にお話をいただきながら進めました。

審議のほうで部員から、そもそもその計画相談というのは、介護保険のケアプランのイメージでいいんだろうかという問いかけがありました。学校の個別支援計画というのもありまして、他の部員から、そちらの方とは全く違うものようですし、そもそも地域のサービス内容がわかる必要があるということも伺いました。

具体的な内容はここを読んでいただきますとわかるかと思えますけれども、さいわいセンターさんのほうでは、現在11件の計画相談支援を実施されているということです。現在行われています計画相談支援のほうは、利用者の方ですとか、わりあいとそこをご本人をよく知っている人が多いですので、全く知らない初めてのの方の場合のをつくるのは、わりと難しいところが出てくるだろうということも言われました。

あと、知的障害の方の場合ですけれども、ご家族の意見というものを伺ってつくることが、実際上多くなってしまうけれども、ご本人の意向を酌むことで

すとか、このサービスが本人に必要なかどうかを判断するのが難しいところがあるということでした。

バオバブの方では、現在作成しているのは15人で、バオバブさんを利用してサービスの期限が切れる方を対象に行っているということです。また、新しい施設ができるので問い合わせがあるが、計画相談なのか、一般相談なのか、ちょっと判断に迷うところがあるというお話でした。

あと、後半のほうに行きまして、イメージ的なものがだんだんわかってきまして、計画相談に関する具体的な状況ですとか課題なんかについても話題が及びまして、こぶしさんの方でやられているところとしましては、そもそも計画相談をつくる場合に、事業所名というのは必要なのだろうかということで、その個人に対する必要な支援をつくっていくものですので、どういうサービスが必要だということがわかれば、事業所名まで特に入れなくてもいいのではないかという考え方もあるというお話も聞きまして、なるほどと思いました。

あとは、さらに今後の相談支援部会のあり方というところですけども、困難事例を吸い上げて、ニーズの掘り起こしを行って、資源の確保を行うということで、福祉計画全体が具体的になってくるのではないかということですか、困難事例を挙げると事業所同士のネットワークができ、事業所の質も上がると思うというお話もされました。

わかくさ学園の方からは、こちらは児童を主に対象とされていまして、2歳児6人、1歳児4人の方の計画をつくられたということです。入園前に親の希望を聞いて、それを文章で作成したというのは、入園後の支援にも大変よかったということです。

めるくまーでは計画相談は6件で、めるくまーの利用者が3件、他事業所の方が3件ということでした。精神の方ということで、本人主体で計画を作成する。支援員との関係が大切で、1回に長い時間はちょっと聞けないということで、何回も足を運んで本人の言葉を整理して、ご本人と一緒に作成していく。最終的にご本人が納得するようなものをつくる必要がある、そのようなお話を伺いました。

ほかにもいろいろな意見とか出たんですけども、主にこのような内容でした。

【委員長】 どうもありがとうございました。ご質問、ご意見等あればお伺いしたいと思います。現在は、いわゆる計画相談に焦点を絞って情報交換したりしている現状ということです。

【委員】 それぞれ読ませてもらって、事業所で実際にやっていきながら取り組んでいる姿があるかなと思うんですけども、できれば計画相談、地域の

相談支援というのはどういうものか、何か勉強的というか、専門の先生を読んで勉強していくというののもあっていいのかなと、この文章を見ながら、それぞれの事業所のレベルの差がちょっとあるので、そういった取り組みもあってもいいんじゃないかなという感想を持ちました。

【委員長】 専門家の研修会を開く取組も必要ではないかというご意見です。

【委員】 ぜひそのような形で。ちょっと私も初めての経験で、どうやっていったらいいかというの、まだまだというところもありまして、その相談支援もそうですし、自立支援協議会での相談支援のやり方なんか、経験のある方、専門知識のある方々に、ぜひアドバイスしていただければと思います。

【委員長】 実際、本協議会でも議論されているとおり、個別の支援計画との違い、乳幼児期と成人期とでの作成上の配慮の違い、障害種別による配慮の違い等、学習の機会ができればいいと思います。

【委員長】 それでは、住みよいまちづくり部会報告を磯部部会長よりお願いします。

【まちづくり部会長】 第3回の住みよいまちづくり部会の報告です。

住みよいまちづくりは、情勢が変わったり、法律が変わったり、いろんなものが変わって、それを地域に発信していったりとか、あとは東久留米のインクルーシブな社会を目指していくために、調査とか把握とかということを取り組んでいけたらとは思っているんですけども、とりあえず今年度は、東京都の制度であるヘルプカードに取り組みうということで、第3回目は各団体から来ていただいて、このヘルプカードについて意見をいただきました。

団体としては盲人会のかたつむりの会からお二人、そしてパーキンソン病友の会、精神障害者家族会、特別支援学校PTAの代表の方、あとは協議会委員3名が出席しました。

【委員】 報告を私がまとめさせていただきました。

【部会長】 ということでお話を聞かせていただきました。

最初はヘルプカードの説明をさせていただきました。それぞれの団体の話を聞かせていただいて、かたつむりさんは会員が23名で、盲人の手帳所持者が300名ということで、全盲と弱視だけでも違うということとか、目は見えなくても口がきける、非常時に知らせてもらう方法が一番大事かなということで、一度「黄色いハンカチ」を取り組んだ経過があるんですけども、今はやっていないそうです。障害によってやっぱり一人一人必要な支援が違うので、なかなか会ではまとまらなかったということでした。

同行支援では月30時間使えるけれども、事前予約が必要で、いざというときには使えない。3・11のときの実態も話していただきました。

カードは小さいしわかりにくいがないよりはまし、点字になっていたほうがよいか、点字を使える人は少ないし、助けてくれる人が読めないという意見も出ました。

パーキンソン病の会からは、パーキンソン病もそれぞれ症状が違うし、とっさになると声が出ない方もいる。薬によっては体の硬直があり、カードを出すことができない。よだれが出る症状がある人もいるのか。首から下げる形態がいい。連絡先とかかかりつけの病院名が書いてあるといいのではないかと。

組織率、団体としては全国団体、都団体、市とあるけれども、入会していない人もいるので、カード配布は病院でやると効果的ではないかという意見をいただきました。

総合支援法では基準があり、難病指定に至らないケースもあるということで、法律が変わって難病の方もサービスが受けられることにはなっていたんですけども、それすらもこぼれてしまう人もいるというお話がありました。

精神障害者の家族会の方は、精神の場合は発作が起きたときは原則救急車に乗せてもらうことができない、どちらかという警察の方につながってしまっ、まだまだ精神に対する偏見等があり、敬遠されがちだ。

カードは大賛成。連絡先とか薬の情報が必要。そういう中で偏見が解消されたら安心して使うことができると思うと言っていました。

今は偏見がある中で、手帳なんかをバスで使おうと思っても周りの目があり使いにくい。本人は持っているだけで落ちつかなかったりとか、家族としては持ってほしいんだけど本人はなかなか持てないという実態があります。

3・11後は心のケアチームが訪問するのにプライバシーの侵害の課題があり、保健師さん同行でないと受け入れてもらえなかったという例がありました。

できれば精神独自のものをつくってもらえないか。それでも使わない人が半分ぐらいいるんじゃないかという話でした。

特別支援学校の代表者は東久留米市の方ではなかったんですけども、東村山のカードが便利ですと。

知的といっても幅があったり、精神とか身体の重複を持っている方もあり、集約は難しいけど、中程度の方のニーズが高いのではないかと。中程度の方はわりと外へ1人で外出する機会が多いので、困っている様子を見かけたら優しく声をかけてくださいなど、受け答えができるだけに犯罪に巻き込まれる可能性もあるので、特に実態としては高校生以上に警察のお世話になるケースが多い。ヘルプカードがあるといいんじゃないかという話をいただきました。

カードの携帯については身につけることが苦手なので、何も持ちたくないタイプの方もいるので、いろいろ選択ができるといいんじゃないかなと言ってい

ました。そういう意味で質問がいろいろ出たりしています。

手をつなぐ親の会の方では、知的障害のある人は一見障害があることがわからない人もいます。発作とかこだわりとか、行方不明になったりパニックになったりということで、カードの必要性を感じる。特異な行動が誤解され、警察のお世話になることもあるというお話でした。

【委員】 はい、そうです。

【委員長】 だから何かあれば言ってください。ということで、お話をいただきました。

私のほうで感じるのは、これからつくっていくんですけれども、ある程度それぞれの特徴に合わせたような柔軟なカードができたらいいのかなとか、あとは形態も選択ができるといいのかなと思ったことと、やっぱり団体に所属している方がほんとうに少ないので、所属していない方にどうやって周知していくのかというのが、今後の大きな課題になっていくんじゃないかなと感じました。

以上です。

【委員】 ヘルプカードアンケート結果の説明をお願いいたします。

【委員長】 そうですね。

【事務局】 ヘルプカードのアンケートの資料のほうを見ていただきたいんですが、今月の地区代表者会の中で、市内に事業所を持つ法人に対してヘルプカードの協力を依頼しまして、このヘルプカードのアンケートと簡単な東京都のリーフレットをつけて、アンケートに協力していただきました。団体については基本的には7月23日のこのまちづくり部会の中で、代表者の方にご意見をいただくということになっていたのですが、どうしても参加できないところについては、同様にアンケートで意見を集約していただいて、提出のほうをお願いいたしました。

アンケートの中身ですけれども、大きくどういった状況で使いたいということと、どういった内容があればよいか、その他意見ということでアンケートをいたしました。

結果についてなんですけれども、たくさん書かせていただきましたが、大きな主だった中身としましては、まず状況については災害時と外出時の2つになる。外出時については道迷いのときや交通機関のトラブル、ぐあいが悪いときなどにカードを使いたいという意見が多かったです。

内容につきましては、各種連絡先、本人、家族、事業者やかかりつけの医療機関、そういったものが載っていればいいという意見が多かったです。また、本人の障害の特性や医療情報、主に薬などについて記載を望む意見が多かったです。その他については沢山のご意見をいただいたんですが、特に一般の方へ

の周知が大切になるということと、あとは全部書くと個人情報の固まりになってしまうような部分もあるので、その扱いについて心配をされている方も多かったです。

ちょっと全部説明し切れませんが、主だったところとしてはそんな形になっています。私のほうからは以上です。

【委員長】 部会報告とアンケート結果をあわせて意見交換します。いかがでしょうか。

【委員】 ヘルプカードについてなんですけど、これって効き目があるものなのか、ないものなのか、よくわからないところが山ほどあって、それをつくるよりももっと違うような方法がないのかなというのも一つあるんです。ということは、やっぱり精神障害者はそれを持っていてもいいんだけど、渡すときにもう、多分投げちゃうんじゃないか、捨てちゃうんじゃないか。それじゃ意味がない。やっぱりそれじゃなくて、もっと違う面を考えればいいんじゃないかなと僕は思うんです。

【委員長】 カードではない方法も考え得るという意見ですが、何かそのことについてありますか。この件についてはカードであることが前提なので難しいところも多いと思いますが。

【委員】 そうですね、これは東京都の制度を使ってやっているのですが、東京都の指定に合わせてつくらざるを得ないというのがあるので、それがカードになっちゃっているのですが、そこはいたし方ないのかなと思うんですけども、このヘルプカードを通して、先ほども言ったようにまちづくり部会としては、やっぱりいろんなその地域の中で暮らしている障害のある人たちの動向にもつながっていくのかというのが、多分大きな目標になってくるかなと思うので、そのヘルプカードをつくりつつ、さっきも言ったように組織率がすごく少なくなっている現状があって、やっぱり地域の中で盲人の方も1人で暮らしているという実態もあるし、ろうあ協会の方たちも、ろうあ協会に入っている人は少なかったりするのです。それでもたくさん300人ぐらい、この地域で暮らしているのです。

【委員】 誰が考えたんですか、それは一番初めに。

【委員】 3月11日の震災があったので、そういう意味でヘルプカードというのを東京都がつくりなさいという話があって始めているから、それを通して東久留米障害の人たちとつながっていけたらいいなと思っています。

【委員長】 カードそのものよりももっといいものがある可能性というのはもちろんあるので、もう少しその点は議論したいところです。とりあえずカードの作成で予算化されていますので、それを機につながるきっかけにしていこ

うということだと思います。

【委員】 そのお金をほかに回せばいいんじゃない。

【委員長】 それはもっともな意見です。それは現実には難しいということでしょうか。

【委員】 カードをつくるか、つくらないほうがいいのかというのはちょっと別にして、やっぱり私たち障害者はなかなか一般の健康な人に理解してもらうのは難しい。特に聞こえない人の場合は、ちょっと見たところで障害というのがなかなか理解してもらえないですね。目に見えないために。そういう意味でもこのカードというのは、私たちも必要だけれども、一般市民の人たちにも、障害者に対して自分たちは何が手伝えるのかと考えてもらうチャンスだと思うのね。

このカードがなければ、私は障害者で、何をこの人に手伝ったらいいいのかというのがなかなかわからない面もあるので。はっきり言って障害者と言えない人もいるのはわかります。嫌だという人もいるのはほんとうだと思います。でも、これを知って理解してもらいたいと思う人もいると思うのね。ですから、私たちも大切だけれども、一般市民に理解をしてもらう方法の一つとして大切なんではないかなと私は思っているんです。

【委員】 だけど、やっぱり読んでくれる人とこんなの読んでくれないところもあるから、そこのところは一般の人でもいろんな人がいるから、それがみんなにわかるように、どうしたらいいのかという話をしなきゃいけないんじゃないか。そこのところが難しいんじゃないかなと思う。障害者だけだから、そんなものどうでもいいじゃないかという人も中にはいるかもしれない。だからそこのところが僕もよくわからないから、そんなものをつくっても無理じゃないかなと僕は思っているだけなので。読んでくれる優しい人はちゃんというけど、世の中に優しくない人もいるから。

【委員長】 ありがとうございます。今の意見は幾つか大事なことを含んでいて、そのようなカードを市が作成していること、そのようなカードを保持する人が支援が必要な人だということがわからなければ、それを持ち歩いていても、機能しないかもしれない。ですので、つくることだけではなく、そのことを市民が周知できるよう伝えていく必要性でしょう。逆に、それを道具にして啓蒙活動する、種々の団体とつながるということも重要かもしれません。

【委員】 例えば、一般のピンクのこういうリボンみたいなのがつきますね。そういう一つのPRとしてつけておく団体もあると思うのね。

【委員】 だから読んでくれる優しい人がいればいいんだけど。数字だとかそういうのを読んでくれればいいけど。

【委員】 PRになるのかなと。

【委員】 そうなのがいればいい。いっぱい。

【委員】 委員さんは、読んでくださる方がいればというのは、それは常時ではないです。何か起きたときに。

【委員】 何か起きたときに。

【委員】 それを持っているか、持っていないかによって、それを見た方が支援の方法がわかるという形、そういうのを書いていく。実は私たちも11年の大震災の後に、やはりすぐつくったんです。やはり1人で三鷹まで通っている、事業所まで行っている方が帰宅難民になってしまっていて、それで携帯はつながらない、家族との連絡が全然何時間もとれなかった。そのときの気持ちがとても不安どころじゃない、この先どうなってしまうか、誰に連絡していいのか、それが当事者の声だったんです。

それで私たちが、じゃ、私たちでつくりましょうということでした。ほんとうに私は支援をお願いしますとか、最初の見えるところに書いておいて、裏側にはこういう病院にかかっていますとか、飲んでいるお薬、家族の連絡先、そういう主だったものを抜粋して書いた。だからもし何かあったときに読んでいただくということで、ふだん読んでいただくんではないんです。そこを間違えないでほしい。

そうすると身につけていると、もしそこら辺で転んで倒れても起き上がれないときに、お手伝いできますかとか、近づいてくださる。あっ、この方はこういうのを持っているんだ。そうすればすぐ家族に連絡するほうが早いのか、またどこに連絡したらいいのか、救急車が必要なのか、それは周りの人が決めていく。そういうための身につけるという目的で私たちはつくりました。だからちょっとそこをもう少し考えてください。

【委員】 うちの会なんかでもこの間アンケートをとったんですけど、非常時の場合とか、災害の起きた場合、これはとても有効じゃないかなんて、みんな賛成していました。

【委員長】 カード自体の作成と併せて、そのカードをどのように理解していただけるかという視点が大事であり、カード作成すること、カードを使う人が増えること、カードを理解する市民が増えていくこと、こういう視点が重要だと思います。

【委員】 これはそう言うけどね。

【委員長】 そうしていくことが大事だと思います。

【委員】 特にビラをまいたってちっともとってくれない。

【委員長】 でもほんとうにそのとおりだと思います。

【委員】 自分で考えられる。

【委員長】 でも逆にそれを理解することで、市が障害に対する理解を深めることにもつながるだろうと思います。

住みよいまちづくり部会は、日程がタイトですので頑張っただけであればと思います。

それでは次に事務局からお願いいたします。

【障害福祉課長】 市のほうで、昨年度、障害者の虐待防止法が施行されたこともありまして、さまざまな取り組みを考えておりまして、1つ今年の12月に講演会を考えております。その説明書きを「障害者虐待防止に関する講演会について」という紙で、今日1枚ペラでお配りしております。

自立支援協議会について、前回お配りした厚生労働省の課長通知の中でも、「市町村は協議会の場を通じて、地域における関係機関等の参加の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制を構築することが必要である」ということで、協議会の場も利用しながらやっていきなさいよということが書いてあります。

そういうことで、協議会として、この障害者虐待の防止ということへの今後の取り組みを模索する一つのきっかけとして、この障害者従事者向けの研修会、市が主催しますけれど、協議会としてもぜひ共催という形でご承認をいただきたいということがございます。

講師の先生は、稲城市にあります正夢の会というところの総合施設長の山本あおひさんという方に依頼をしております。12月5日、2時間ぐらいの枠で先生に来ていただきまして、主に障害者の市内の施設の従事している皆さんを対象とする研修にしようと思っております。

虐待というのはさまざまありますけれど、ここであえて障害者施設従事者の方を対象とする理由としては、まず一つには虐待そのものに気づきやすい立場にあるということがあると思います。それから、市内の施設での身体的な虐待の通報がこの間あったということはございません。ただ、この虐待防止法について、施設にも周知をしてほしいという訴えとか、また具体的な支援員の言葉などに傷つけられたという訴えは、ぼつぼつたまに入ることがございます。そんなこともあるので、障害者従事者を対象とする研修を企画しますので、ぜひ共催という形でご承認をいただければということがございます。

【委員長】 施設従事者の方を対象にした障害者虐待防止の講演会ということですが、市とともに本協議会が共催となるというご提案ですが、特に問題な

ければ共催とするで、いかがでしょうか。

【委員】 改めてチラシとかできる……。

【障害福祉課長】 そうですね、つくります。まだ時間がございますので。

【委員長】 それでは共催としたいと思います。あわせて委員の皆様、もしお時間が許せばご出席下さい。広く周知もお願いしたいと思います。

じゃ、続きまして、次の連絡に行きたいと思います。よろしくお願いいたします。

【障害福祉課長】 次回の日程についてなんですが、11月26日を予定させていただければと思っています。ちょっと会場の都合で、時間が15時半ぐらいからのスタート、おおむね2時間程度という形になるかと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。事務局からはそのぐらいでございます。

【委員長】 次回、第3回の予定は11月26日火曜日、15時半から2時間程度で、市役所です。委員の皆様よろしくお願いいたします。

最後に事務局連絡よろしくお願いいたします。

【事務局】 今日お配りした障害福祉計画、本日お持ちになった方もいらっしゃると思いますが、お手数ですが、毎回の協議会にお持ちいただけるといいかなとちょっと思っています。

以上です。

【委員長】 それでは、第2回東久留米市地域自立支援協議会を閉会とします。委員の皆様、お忙しい中どうもありがとうございました。

— 了 —